

# 丹波市男女共同参画条例（仮称）の構成（案）

前文

前文 条例制定の背景及び趣旨を象徴的に述べる。

- ①個人の尊重と法の下での平等(憲法) ②これまでの市の取組 ③現状の課題 ④少子高齢化、人口減少、地域や家族形態の変容 ⑤地域活力の向上の必要性 ⑥市の特徴

総則

目的・基本理念

**目的** 条例制定の目的を明らかにする。  
基本理念や市等の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することで男女共同参画社会の形成に寄与する。

**基本理念** 条例の基本理念を明らかにする。  
①男女の人権尊重 ②社会における制度又は慣行が及ぼす影響についての配慮  
③政策・方針の立案及び決定への参画機会確保 ④家庭生活における活動とその他の活動の両立  
⑤男女の生涯にわたる健康の確保 ⑥国際的協調 ⑦市民等の協働

**定義** 条例において用いる語句の意義を定める。  
※ 条例における用語説明のため、条文検討時に記載項目を決定

各々の責務

**市の責務**  
男女共同参画の推進に向けた市の責務を記述する。  
①施策の策定・実施  
②市民等との協働、国・県等との連携

**市民の責務**  
男女共同参画の推進には、市民の意識や行動が必要となるため、市民の責務を記述する。  
①基本理念の理解・取組 ②市の施策への協力

**事業者の責務**  
ワーク・ライフ・バランスの実現や職場環境の整備には、働く場における取組が必要であるため、事業者の責務を記述する。  
①事業活動における取組 ②対等な参画機会の確保・就業環境整備 ③市の施策への協力

※ 市民団体・教育関係者の責務

阻害行為の制限

**性別による権利侵害の禁止**  
条例において禁止することとする男女共同参画を阻害する行為を明らかにする。  
①差別的扱い ②セクシュアル・ハラスメント ③ドメスティック・バイオレンス  
④その他性別の違いを背景とした権利侵害

**公衆に表示する情報に関する留意**  
男女共同参画に関して留意する表現について記述する。  
①性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長・連想させる表現  
②著しく性的感情を刺激する表現

基本的施策

基本的施策：市が実施する基本的施策について明らかにする。

**男女共同参画計画**  
男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。  
また、策定にあたっては、市民の意見や男女共同参画審議会の意見を聴く。

**丹波市男女共同参画審議会**  
男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、男女共同参画審議会を置く。

施策推進の基礎となる庁内体制等にかかる項目  
**施策策定にあたっての配慮**：施策の策定及び実施にあたり、男女共同参画の推進に配慮する。  
**推進体制の整備**：男女共同参画の推進のために必要な体制を整備する。  
**附属機関等への共同参画の機会確保**：附属機関等の構成員選任にあたり男女の数の均衡に配慮する。

市民等に対して行う具体的施策にかかる項目  
**市民等の理解を深めるための措置**：男女共同参画社会の実現に向けて、市民及び事業者等の理解を深めるために必要な措置を講ずる。  
**市民・事業者等に対する支援**：情報の提供等の必要な支援を行う。  
**ワーク・ライフ・バランスの推進**：啓発、制度等の必要な支援を行う。  
**防災及び減災の分野における施策の推進**：男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援  
**学校教育・社会教育での推進**：学校教育及び社会教育での教育又は学習の充実  
**苦情等への対応**：男女共同参画施策等への苦情や意見、性別による差別的取扱い等の相談について、関係機関と連携を図り、適切な対応や支援をするよう努める。

施策推進を支え、強化する項目  
**調査研究**：男女共同参画計画の策定や施策を効果的に実施するため、国や県の動向や市の施策の実施状況、市民意識について調査研究する。  
**拠点施設**：男女共同参画センター(仮称)を男女共同参画を推進するための拠点施設とする。

**年次報告**  
市長は、男女共同参画計画に基づく施策の進捗に関する報告書を作成し、公表する。